

【11月16日付領事メール:新型コロナウイルス関連情報(ワシントン州の新たな措置)】

- 15日、インズリー・ワシントン州知事は、過去2週間の新型コロナウイルスの急激な感染増加を受けて、州全域を対象に新たな規制措置を発表しました。主な内容は以下のとおりです(詳細は、州知事宣言のリンクを確認ください)。
- 在留邦人の皆様におかれましては、新たな規制措置に注意しつつ、適切に感染予防に努めていただくようお願いいたします。

【新たな規制措置の概要(引用元リンクは概要末尾に記載してあります。)]

1 期間:11月16日(月) 午後11:59 ~12月14日(月)

但し、レストランへの変更規制は11月18日(水)12:01 AMから実施。

2 主な規制内容(詳細な項目は下記リンクを参照願います。)

- (1)同居していない人との屋内での社交目的の集会は、集会の前の14日間にわたる自主隔離又は7日間にわたる自主隔離後、集会の48時間前以内に新型コロナウイルス検査で陰性の結果が出ている場合を除いて禁止。屋外での集会は許されるが、5人以内とする。
- (2)長期療養施設の訪問は屋外でのみ可とする。ターミナルケアもしくは必要不可欠な職員は室内訪問が可となる場合がある。
- (3)レストラン、バーでの屋内でのサービスを停止する。持ち帰り及び規制下にある屋外での飲食サービスは可能。屋外での飲食は1テーブルあたり5人までとする。
- (4)宗教的なサービスは、収容率の25%、または最大200人のどちらか少ない方でのみ可能。合唱及びバンドによる演奏は禁止。結婚式及び葬式の参加者は最大30人までとする。室内でのレセプションは禁止。
- (5)娯楽・フィットネス施設:屋内のジム、フィットネス・センターは閉鎖。大人及び子どものアマチュアスポーツは、屋外でマスク着用の上に5人までに限られる。
- (6)会議場等の施設会場における販売・ビジネス会合は禁止。職業訓練及びテストのみリモートで実施可能。
- (7)専門ビジネス業は、可能な限り在宅勤務とし、オフィススペースの占有率は25%にとどめる。
- (8)ボウリング場、美術館、動物園、水族館、映画館の室内サービスは閉鎖される。
- (9)不動産のオープンハウスは禁止する。

3 今回の新たな規制措置の対象に含まれない活動は以前のガイダンスに従うこと。K-12及び高等教育の学校、チャイルドケア、裁判所関連は新たな規制からは免除される。

(引用元)

<https://medium.com/wagovernor/inslee-announces-statewide-restrictions-for-four-weeks-c0b7da87d34e>

(ワシントン州知事宣言)

https://www.governor.wa.gov/sites/default/files/proclamations/proc_20-25.8.pdf

(関連報道～11月15日付シアトルタイムズ)

<https://www.seattletimes.com/seattle-news/health/gov-inslee-orders-sweeping-restrictions-on-indoor-gatherings-restaurants-bars-gyms-as-covid-19-cases-surge-in-washington-state/>